

国土交通省と内閣府の河川情報の提供に関する協定

国土交通省河川局河川計画課長(以下「甲」という。)と内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)(以下「乙」という。)は、災害対策に係る事務に関し、密接な連携を図るため、国土交通省が河川情報を内閣府に提供することに関し、次のとおり協定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、国土交通省の保有する河川情報を、乙の防災情報共有プラットフォームに配信し、河川情報を防災情報共有プラットフォームにて他の災害情報とともに加工し、指定行政機関に対して配信することにより、政府が災害等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災体制の強化により国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護すること、効率的かつ効果的な国土管理を実現することを目的とする。

第2章 情報の種類、提供方法等

(情報の種類)

第2条 甲から乙へ提供する河川情報は別表一のとおりとする。

(情報の提供方法)

第3条 甲から乙への河川情報の提供は、別図一「回線接続構成図」のとおり、乙の保有する防災情報共有プラットフォームに中央防災無線網を介し伝達することにより実施する。

(費用負担)

第4条 費用負担は別図一「回線接続構成図」に示す分界点を境界として甲および乙でそれぞれ行うものとする。

第3章 運用

(運用)

第5条 甲は、河川情報の提供に関して、次項及び第三項に示す特段の理由がない限り提供を行うものとする。

2 甲は、河川情報の提供に関して、欠測等により継続的に提供が困難となる場合は、その旨を乙に事前通知するものとする。この場合、乙は甲にその責任を問わないものとする。

3 第一項の河川情報の提供を行っている際にこれが困難となった場合は、甲は乙に速やかに通知し、提供を停止することができる。この場合、乙は甲にその責任を問わないものとする。

第4章 河川情報の取扱い

(河川情報の取扱い)

第6条 乙が、受信した河川情報を防災情報共有プラットフォームにて他の災害情報とともに加工し、指定行政機関に提供することに関し、甲は承諾する。

2 乙は甲から提供を受けた河川情報のうち、別表一に示す河川情報以外は当該河川情報選択配信装置から取り出してはならない。

3 乙は甲から提供を受けた河川情報を第一項以外の方法により利用してはならない。

4 乙が整備する河川情報選択配信装置において、甲が提供する河川情報を受信し、第2条に規定する河川情報を選択し、防災情報共有プラットフォームに配信するために必要なソフトウェアは甲が貸与するものとし、その内訳は別表二のとおりとする。

5 乙は、甲が貸与するソフトウェアに対しては、一切の改変、追加、設定変更等を行ってはならない。

第5章 その他

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成20年2月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙が

ら申し出がないときには、この協定は更に延長されたものと見なし、以降、この例によるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

平成20年2月1日

甲 国土交通省河川局河川計画課長

足立 敏之

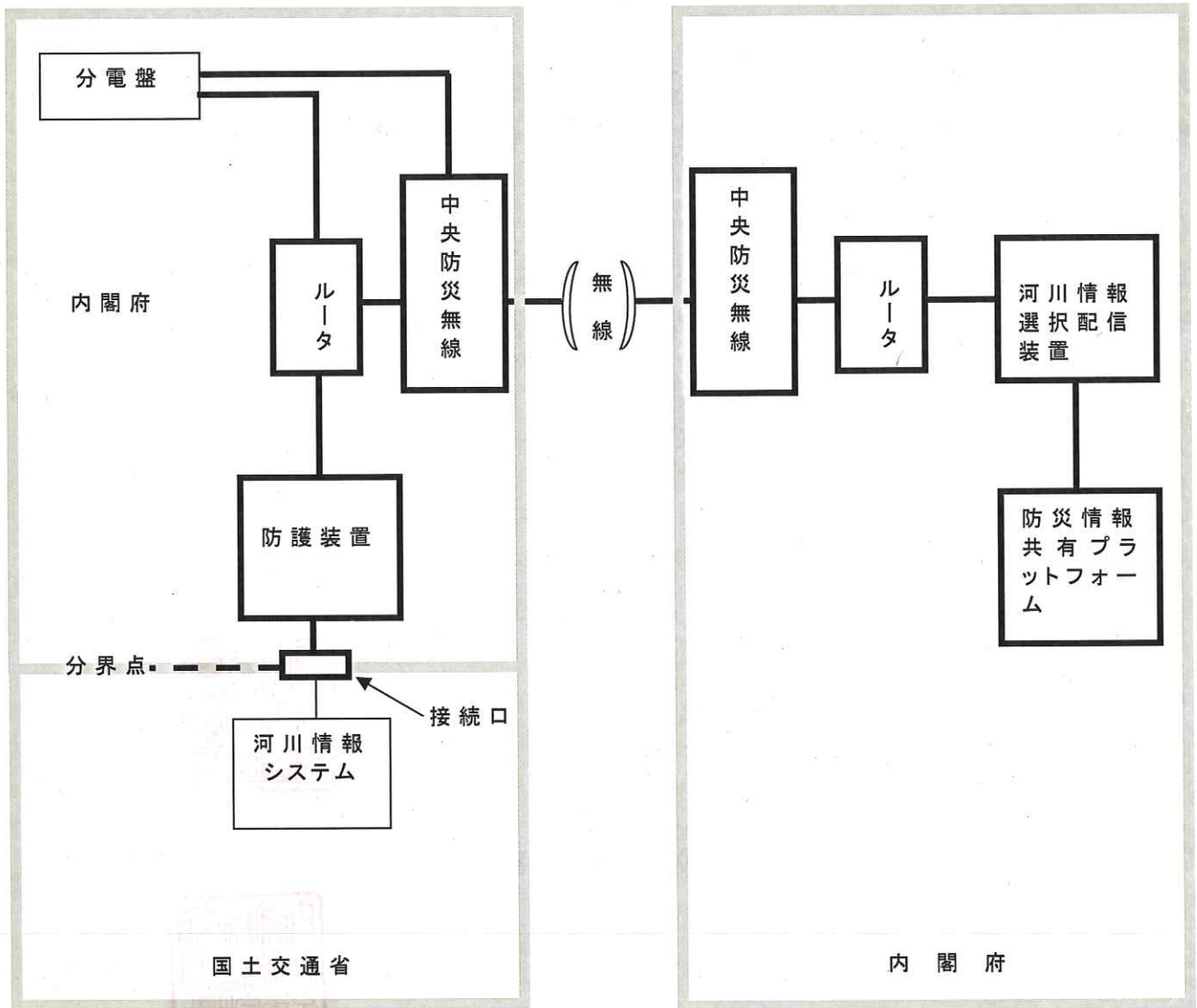


乙 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)

池内 幸司



別図一 回線接続構成図



—— 国土交通省設備・資産
—— 内閣府設備・資産

別表一 (提供する河川情報)

河川情報の種類	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水位、河川流量 ・ 雨量、累加雨量 ・ ダム諸量（貯水位、貯水容量、貯水率、全流入量、全放流量） ・ 堰諸量（上流水位、下流水位） ・ 海岸（最大波高、実測潮位、平均風速、平均風向） ・ 上記に係る観測所諸元情報 ・ 河川予警報（水防警報、洪水予報、ダム放流通知）及び諸元情報 	<p>甲が河川情報システムに保有する河川局所管施設、都道府県及び水資源機構で観測したリアルタイム情報に限る（各機関の承認を得たものに限る）。</p>

別表二 (貸与するソフトウェア)

- ① 伝送系ソフトウェア
- ② 定数管理系ソフトウェア
- ③ 運用管理系ソフトウェア
- ④ 編集系ソフトウェア
- ⑤ 表示系ソフトウェア
- ⑥ レーダ流域平均雨量演算プログラム

※ 上記ソフトウェアに必要なドキュメントを含む

